

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書

〈留意事項〉

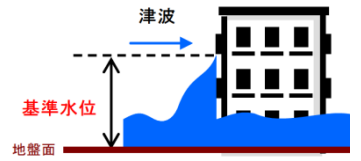
【津波災害警戒区域】
 ○「津波災害警戒区域」は、津波・
 災地域づくりに関する法律（平
 成23年法律123号（以下、
 「法」という。））第53条第1
 項に基づく区域です。

○「津波災害警戒区域」は、津波
 浸水想定（法第8条第1項）を
 踏まえ、津波による人的災害を
 防止するために警戒避難体制を
 特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、法第53条第
 2項に基づく水位で、津波の発
 生時における避難体制の避難上
 有効な高さ等の基準となるもの
 です。

○「基準水位」は、津波浸水想定
 に定める水深に係る水位に建築
 物への衝突による津波の水位の
 上昇を考慮して必要と認められ
 る値を加えて定める水位であり、
 地盤面からの高さ（メートル
 単位）を小数点以下第二位で
 切上げて表示しています。
 （下図参照）

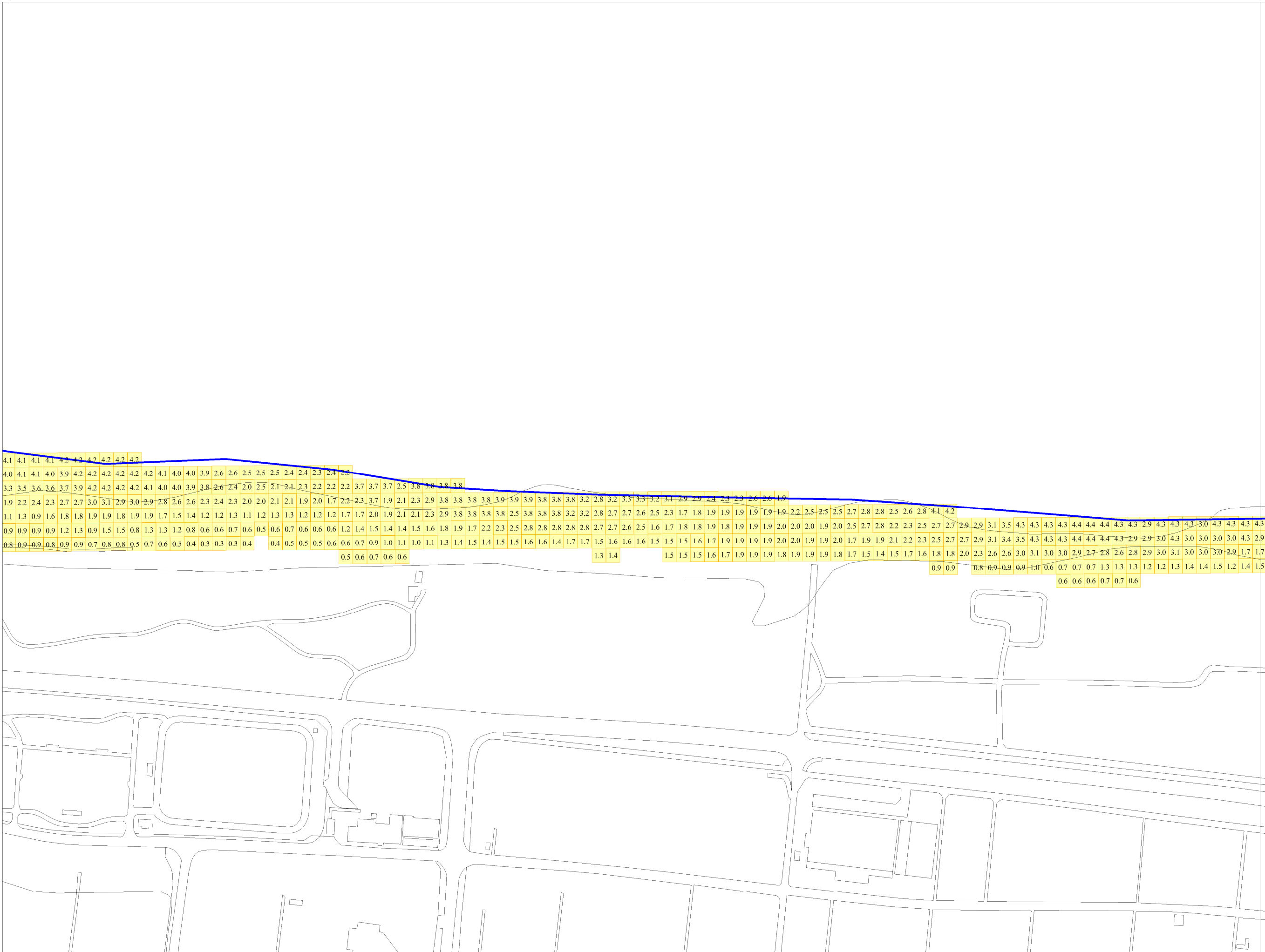


【地形（標高）データ】

○基準水位の算出に用いた「地形
 （標高）データ」は、平成18
 年度から平成25年度に実施さ
 れた航空レーザー測量等の結果
 を基に作成しているため、その
 後の開発に伴う盛土や個別施設
 の微細な土地の形状が現況と異
 なっている場合があります。

【背景地図】

○「背景地図」は、平成29年4
 月の基盤地図情報を基に作成し
 ています。道路や建物、海岸
 線等が現況と異なっている場合
 がございます。



津波災害警戒区 (基準水位)
基準水位 単位：メートル
市町村名
北栄町
図面番号
4-10
方位
縮尺
1/2, 500